

第四次えひめ環境基本計画（案）に寄せられた意見と県の考え方

第四次えひめ環境基本計画（案）について、令和6年11月26日（火曜日）から令和6年12月23日（月曜日）までの期間でパブリック・コメントを実施したところ、2人の方から7件の意見をいただきました。

案に対する意見と考え方は、次のとおりです。

なお、いただいた意見は、適宜集約・要約しております。

寄せられた意見と県の考え方

	寄せられた意見の要旨	県の考え方
1	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(1) 地球温暖化対策への取組</p> <p>② 現状と課題</p> <p><課題></p> <p>民生業務部門の課題に「AI サーバーのデータセンターの電力消費量急増の対応も求められている」を追加してはどうか。</p>	<p>【修正する】</p> <p>御意見を踏まえて、該当箇所に次の文章を追加します。</p> <p>「AI 技術の進展等に伴う電力使用量の増加等も見込まれる中、」</p>
2	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(1) 地球温暖化対策への取組</p> <p>③ 主な取組</p> <p>イ 脱炭素型ビジネススタイルの実現</p> <p>○ 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>太陽光パネルによるヒートアイランド現象や、次世代のペロブスカイト太陽電池による適地不足対策に言及してはどうか。</p>	<p>【修正する】</p> <p>御意見の趣旨を反映させるため、該当箇所に次の文言を追加します。</p> <p>「生活環境への影響を考慮した設置場所の選定のほか、」</p>
3	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(1) 地球温暖化対策への取組</p> <p>③ 主な取組</p> <p>イ 脱炭素型ビジネススタイルの実現</p> <p>○ 水素エネルギーの導入拡大</p> <p>EV も水素自動車も高く、家庭での導入は思い浮かべられない。水素ステーション整備に向けては、万が一の水素漏えいに備え、設置候補地については、住民への説明を重ねるなどの地域での合意形成に言及してはどうか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>水素ステーションの設置にあたっては、高圧ガス保安法等の関係法令の技術基準等への適合が求められることから、原案により対応が可能と考えております。なお、御意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

4	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全</p> <p>② 現状と課題</p> <p>ア 循環型社会の構築</p> <p><課題></p> <p>廃棄物を資源として有効活用するための技術や製品・サービスとして、「今後寿命を迎える太陽光パネルの大量廃棄問題」を追加してはどうか。</p>	<p>【修正する】</p> <p>御意見を踏まえて、該当箇所に次の文章を追加します。</p> <p>「2030年代後半から急増すると見込まれる太陽光パネルの大量廃棄に備えた対策など、」</p>
5	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全</p> <p>③ 主な取組</p> <p>ア 3Rの推進と廃棄物の削減</p> <p>農産物を購入した場合、包装材が一般廃棄物としてゴミとなるが、自分で農園にて野菜を育てた場合、この包装材が不要となることから、県民がもっと簡単に農園を持てるよう取り計らってはどうか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>本計画は、環境分野における施策の基本的な方針を示すもので、個別具体的な事業等を網羅するものではないことから、原案のとおりとし、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全</p> <p>③ 主な取組</p> <p>エ 災害廃棄物処理体制の構築</p> <p>合板である新建材 MDF (Medium Density Fiberboard) は水を吸収するため膨張変形し、なおかつ表皮が木目シートなので削って調整できないことが多いので、災害廃棄物が出にくい生活環境を築くため、再利用可能な無垢材の家具・建具の購入を促進してはどうか。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>MDF は、建築解体材チップや製材端材、残材などを利用して生成する環境に配慮した製品であり、災害時のみを考慮して無垢材の購入を促進することはできないため、原案のままとします。</p>

7	<p>第3章 施策の展開</p> <p>(2) 循環型社会の構築と良好な生活環境の保全</p> <p>③ 主な取組</p> <p>オ 良好な大気・水・土壌環境等の保全</p> <p>○ 有害化学物質対策の推進</p> <p>有機フッ素化合物（PFAS）については、暫定指針値（50ng/L）を下回っていても、県ができる対策を講じるべき。</p>	<p>【原案のとおり】</p> <p>有機フッ素化合物（PFAS）は、泡消火剤や食品包装紙等、様々な用途で利用されてきたこと等から、まずは、県下全域におけるPFASの存在状況を把握することが重要と考えており、今年度から、公共用水域及び地下水の調査を大幅に拡充して実施することとしています。</p> <p>また、PFASの毒性や健康影響について未だ確定的な知見はなく、国の責任において知見の集約と早急に方針等を提示する必要があると考えていることから、国に対して要請しているところです。</p> <p>このため、暫定指針値を下回っている現状での対策としては、原案に記載のとおり、国の対応状況や公共用水域等の調査結果を適切に情報提供するとともに、工場や事業場等の指導に努めていきたいと考えています。</p> <p>なお、いただいた御意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
---	--	---